

## 教科又は教職に関する科目

### ●全免許状

#### 教育学科

| 免許法施行規則に定める科目 |     | 本学で開設する科目       |    | 修得単位 | 備 考      |
|---------------|-----|-----------------|----|------|----------|
| 科 目           | 単位  | 科 目             | 単位 |      |          |
| 教科又は教職に関する科目  |     | ○全人教育論          | 2  |      |          |
|               | 幼10 | ○教育学概論          | 2  |      |          |
|               | 小10 | ○教育実践研究 I       | 1  |      |          |
|               | 中 8 | ○教育実践研究 II      | 1  |      |          |
|               | 高16 | 世界の教育と文化環境      | 2  |      |          |
|               |     | 外国語活動の指導法       | 2  | 幼10  | 小1種免のみ   |
|               |     | 総合学習の指導法        | 2  | 小10  | 小中高1種免のみ |
|               |     | 生命と性の教育         | 2  | 中 8  |          |
|               |     | 異文化理解と教育        | 2  | 高16  |          |
|               |     | 精神保健            | 2  |      |          |
|               |     | 道徳教育の理論と方法(幼・小) | 2  |      | 幼1種免のみ   |
|               |     | 道徳教育の理論と方法(中・高) | 2  |      | 高1種免のみ   |
|               |     | 児童学             | 2  |      | 幼1種免のみ   |
|               |     | 小児救急法           | 2  |      | 幼1種免のみ   |
|               |     | インターンシップA       | 2  |      |          |

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。  
 (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。

#### 乳幼児発達学科

| 免許法施行規則に定める科目 |     | 本学で開設する科目  |    | 修得単位 | 備 考 |
|---------------|-----|------------|----|------|-----|
| 科 目           | 単位  | 科 目        | 単位 |      |     |
| 教科又は教職に関する科目  |     | ○全人教育論     | 2  |      |     |
|               | 幼10 | ○教育学概論     | 2  |      |     |
|               | 小10 | ○教育実践研究 I  | 1  |      |     |
|               | 中 8 | ○教育実践研究 II | 1  | 幼10  |     |
|               | 高16 | 児童学        | 2  |      |     |
|               |     | インターンシップA  | 2  |      |     |

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。  
 (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。

教職演習A 1単位